
プロジェクト リース

項目 第 120 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 120 回リース会計専門委員会（2022 年 9 月 5 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

表示及び注記（貸手）について

2. リース債権とリース投資資産に重要な変動がある場合の金額と内容の注記について、具体的な記載内容が理解しづらいため、企業結合や債権の流動化による変動など例示を設けることを検討頂きたい。
3. リース債権を元本部分と受取利息相当額部分に区分した情報について、今まで日本基準で開示のニーズがあると聞いたことがなく、IFRS 会計基準と日本基準の会計基準間差異をなくすためだけに開示する必要はないと考える。また、仮に開示する場合でも連結貸借対照表では「リース債権及びリース投資資産」と合算して科目を表示しているため、当該合算した科目の注記と考えれば両者を区別して開示する必要はないと考える。
4. （上記第 3 項の意見に対して）財務諸表利用者は、リース債権に関しては、債権の回収可能性に着目しており、リース投資資産に関しては、何をリースで導入しているかに着目しており、情報の利用目的が異なるため、リース債権とリース投資資産に関する情報は区分して開示すべきと考える。
5. 現状の文案では、オペレーティング・リースに係る収益やオペレーティング・リースに係るリース料の中に指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料に係るものが含まれているかが明らかではないので、満期分析の開示と損益の内訳開示について、記載の見直しを検討頂きたい。
6. オペレーティング・リースの指数又はレートに応じて決まるものではない変動リース料に係る収益の金額の注記は、今まで日本基準では開示していない項目であるため、単に IFRS 会計基準と整合性を図るという理由だけでなく、情報の有用性の観点から開示することの必要性を示して頂きたい。

「収益認識に関する会計基準の適用指針」の改正案について

7. 適用指針の「買戻価格」という用語が1回で支払うか、分割で支払うか不明確のため、用語の定義を記載することを検討頂きたい。
8. リース会社がリースしている物件を第三者に売却して、そこからエンドユーザーにサブリースされる代理人的な取引で、リース会社がエンドユーザーから買い戻す場合もあることから、オプションがついている要件のみで全て金融取引として処理されるかどうか検討頂きたい。

以 上